

★ 広島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十九号）（都市環境整備課）

一 改正の要旨

消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、都市公園の土地等の使用料の額の改定を行うなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和元年十月一日。ただし、別記様式第七号の二の改正規定は、令和元年六月二十日